

帯広市保育所設置条例の一部改正について
帯広市保育所設置条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 26 日提出

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市保育所設置条例の一部を改正する条例
帯広市保育所設置条例（昭和 32 年条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

別表中	「			を
	帯広市西 3 条南 25 丁目 16 番地	帯広市青葉保育所	90 名	
	帯広市清流東 1 丁目 7 番地 4	帯広市豊成保育所	120 名	」

「			に改める。
帯広市西 3 条南 25 丁目 16 番地	帯広市青葉保育所	90 名	
」			

附 則
この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）
帯広市豊成保育所を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものである。